

考  
備

- 注意事項**

  - 取引の関係者から請求があつたとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
  - 登録が消滅されたとき、又は本証が失効したときは、遅やかに本証を返納すること。
  - 事業禁止の証を受けたときは、遅やかに本証を提出すること。
  - 本証は他人に貸し与えまたは譲り受けられない。
  - 本証を要請する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県事が指定する講習を受講すること。